

(3) 中小企業融資制度資金

①概要

<p>目的</p>	<p>金融機関及び長野県信用保証協会と協調して、低利の融資を行うとともに、政策的な資金について信用保証料を補助し、中小企業の事業に必要な資金供給の円滑化を図る。</p>												
<p>事業内容</p>	<p>県が金融機関、信用保証協会と協調し、低利の融資あっせんを行っている。具体的には、以下1)及び2)の事業を行っている。</p> <p>1) 貸付原資の一部預託及び信用保証協会による保証 県が金融機関に貸付原資の一部を預託することで、貸出金利を低減するとともに、信用保証協会による保証を付すことで金融機関の貸出リスクを引き下げ、中小企業の資金調達の容易化を図っている。</p> <p>2) 信用保証料の一部補助 政策的な資金については、県が信用保証料の一部を補助し、企業負担を軽減している。なお、信用保証料の一部補助は、県制度資金のうち中小企業振興資金及び経営力強化支援資金は対象外である。</p> <p>県制度資金のしくみは以下のとおりである(長野県制度資金の一覧は次頁(参考)参照)。</p> <p>※あっせん、信用保証料補助がない資金もある。</p>												
<p>当初予算額 決算額 (平成 25 年度)</p>	<p>(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実施方法</th> <th>当初予算額</th> <th>決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資実績</td> <td>預託</td> <td>70,621,658</td> <td>51,847,993</td> </tr> <tr> <td>信用保証料補助金</td> <td>補助金</td> <td>920,123</td> <td>289,544</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施方法	当初予算額	決算額	融資実績	預託	70,621,658	51,847,993	信用保証料補助金	補助金	920,123	289,544
項目	実施方法	当初予算額	決算額										
融資実績	預託	70,621,658	51,847,993										
信用保証料補助金	補助金	920,123	289,544										
<p>成果目標の 達成状況 (平成 25 年度)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>成果</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資目標額 (新規融資)</td> <td>1,000 億円</td> <td>541 億円</td> <td>未達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小企業者の借入に対する慎重な姿勢が見られ、最低限の借入に限られる傾向から融資が伸びず、未達成となっている。</p>	項目	目標	成果	達成状況	融資目標額 (新規融資)	1,000 億円	541 億円	未達成				
項目	目標	成果	達成状況										
融資目標額 (新規融資)	1,000 億円	541 億円	未達成										

(参考) 長野県制度資金一覧

資金名		限度額 (組合は別途)	利率(年)	貸付期間(上限) ()内建物等	据置 ()内建物等	信用保証料
中小企業振興資金	一般	設備 1億円 運転 (長期・短期) 5,000万円	2.3% (1年以内2.0%)	設備7年(13年) 運転5年	設備12月 運転6月	2.2%以内
	流動資産担保	運転 5,000万円	2.0%	運転1年	なし	0.68%
経営健全化支援資金	経営安定対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	2.1%	設備9年 運転7年	設備12月 運転12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 セーフティネット保証利用の場合自己負担なし
	特別経営安定対策	設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.8%	設備9年 運転7年	設備12月 運転12月	
	災害対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.5% 北部地震被災者は1.3%	設備10年(12年) 運転5年	設備12月 運転12月	
創業支援資金		設備 3,000万円 運転 1,500万円 (新規開業予定者は設備・運転合計で2,500万円。認定特定創業事業者にあつては3,000万円)	1.6%	設備10年 自動車5年 運転5年	設備12月 運転12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の場合自己負担なし
新事業活性化資金	事業展開向け	設備 1億円 新事業活動促進法認定事業者等の場合 1.5億円 運転 3,000万円	2.1% (知事が特に認めるものは、1.8%)	設備7年、9年、10年(12年、13年) 運転5年、7年	設備12月、24月(36月) 運転12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 経営革新関連保証等利用の場合自己負担なし
	地域活性化向け	設備 1億円 運転 3,000万円		設備7年(12年) 運転5年	設備12月 運転12月	
	防災・環境調和向け	設備 1.5億円 運転 3,000万円	2.1%	設備10年(13年) 運転7年	設備24月(36月) 運転12月	
	企業立地向け	設備 3億円 (知事特認5億円) 研究開発施設の場合 設備 5億円 運転 5,000万円 設備導入の場合 設備 1.5億円 運転 3,000万円	1.8%	設備15年 設備導入の場合 設備10年 研究開発施設及び設備導入の場合 運転7年	設備36月 設備導入の場合 設備24月 研究開発施設及び設備導入の場合 運転12月	
	次世代産業向け	設備 1億円 運転 3,000万円		設備10年(13年) 運転7年	設備24月(36月) 運転12月	
	節電・省エネ対策向け	設備・運転合計 5,000万円		設備10年 運転7年	設備24月 運転12月	
	海外展開向け	設備 1億円 運転 3,000万円	2.1%	設備7年(12年) 運転5年	設備12月 運転12月	
経営力強化支援資金		設備 1億円 運転 3,000万円	1.8%	設備7年 運転5年、10年	設備12月 運転12月	2.0%以内
東日本大震災復興支援資金		設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.5%	設備10年 運転8年	設備24月 運転24月	県・市町村補助により自己負担なし
再生支援資金		運転 5,000万円	金融機関所定	運転3年、10年	運転12月 (一部を除く)	県補助により自己負担1.1%以内

(出典:平成26年度 長野県中小企業融資制度のご案内)

②預託事務の状況

県制度資金における預託金額は融資（目標）額に基づき以下のとおり算定される。

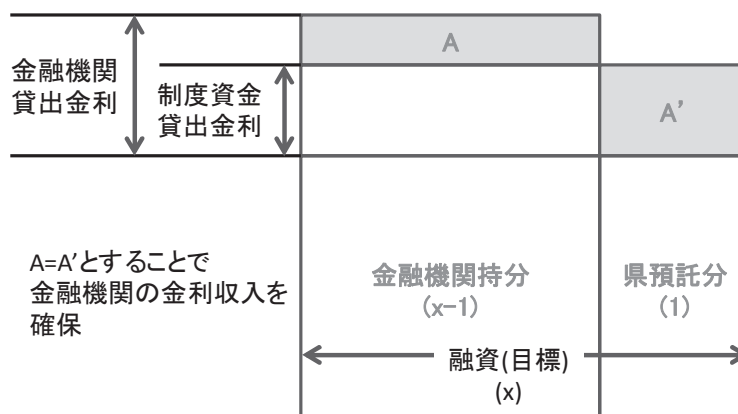
1) 融資（目標）額と県預託金額について

融資（目標）額と県預託金額との関係は、以下の計算式で示される。

$$\text{県預託金額} = \text{融資(目標)額} \div \text{協調倍率}$$

2) 協調倍率について

県制度資金の貸出金利は、通常の金融機関の貸出金利より低く設定されるため、県の預託金により、本来得られる金融機関の金利収入を確保する必要がある。



(出典：県制度資金における融資目標額と預託金額との関係についてより監査人作成)

制度資金の貸出金利は、県預託分を1とした場合の融資（目標）をx（これを「協調倍率」という。）とすると、以下の数式で示される。

$$(\text{金融機関の貸出金利} - \text{制度資金の貸出金利}) \times (x - 1) = \text{制度資金の貸出金利} \times 1$$

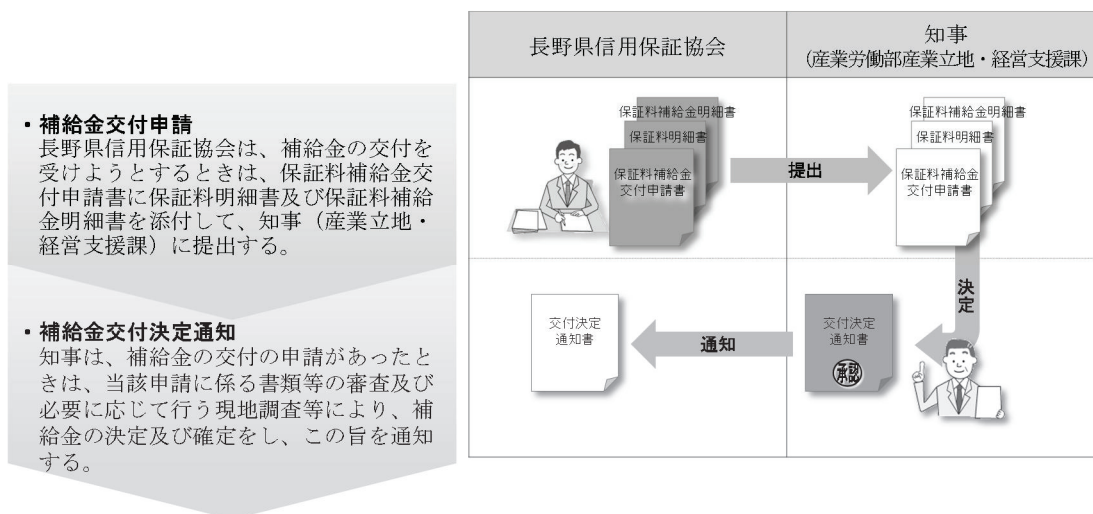
$$\Rightarrow \text{協調倍率} = \frac{\text{金融機関の貸出金利}}{\text{金融機関の貸出金利} - \text{制度資金の貸出金利}}$$

3) 預託金額の具体的算定方法について

預託金額は、担当者が算定シート（スプレッドシート）を利用して算定している。算定方法は上記のとおり規定されており、また、具体的な算定手順として「預託金積算手順書」が整備されている。

③保証料補給金事務の状況

中小企業融資制度資金における保証料補給金に係る業務プロセスは下記に示すとおりである。



以上の保証料補給金の業務を確認した結果、「長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱」にしたがい適正に実施されていた。

④ 監査の結果及び意見

1) 中小企業融資制度資金にかかる預託金額の算定に関する内部統制について(意見)

預託金額の算定方法について、算定方法自体は一定の文書として明確になっており、当該取扱いに基づき具体的にはスプレッドシートで担当者が算定している。また、スプレッドシートでの具体的な算定作業・手順の内容を示すマニュアルとして「預託金積算手順書」が整備されている。一方で、算定において上席者がポイントをチェックするといった検証体制は手順書に規定されていない。

預託金額の計算には複雑な算定過程を要し、算定された預託金額に基づき多額の資金移動が発生するため、誤謬等が発生するリスクは高く、また、その場合の影響は大きい。

預託金算定におけるチェックポイントを明確にし、上席者がチェックポイントを確認することにより計算の正確性が保証される仕組みを取り入れるべきである。

2. 長野県信用保証協会

(1) 概要

① 役割

「長野県信用保証協会のあらまし」によると、長野県信用保証協会（以下「信用保証協会」という）の役割は、中小企業の金融の円滑化を図ることである。信用保証協会は、中小企業と金融機関とを結びつける「かけ橋」の役目を果たすことを目的として設立された機関であり、多くの中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、資金の裏付けをして中小企業を発展に導き、地域経済の発展に寄与することが役割である。

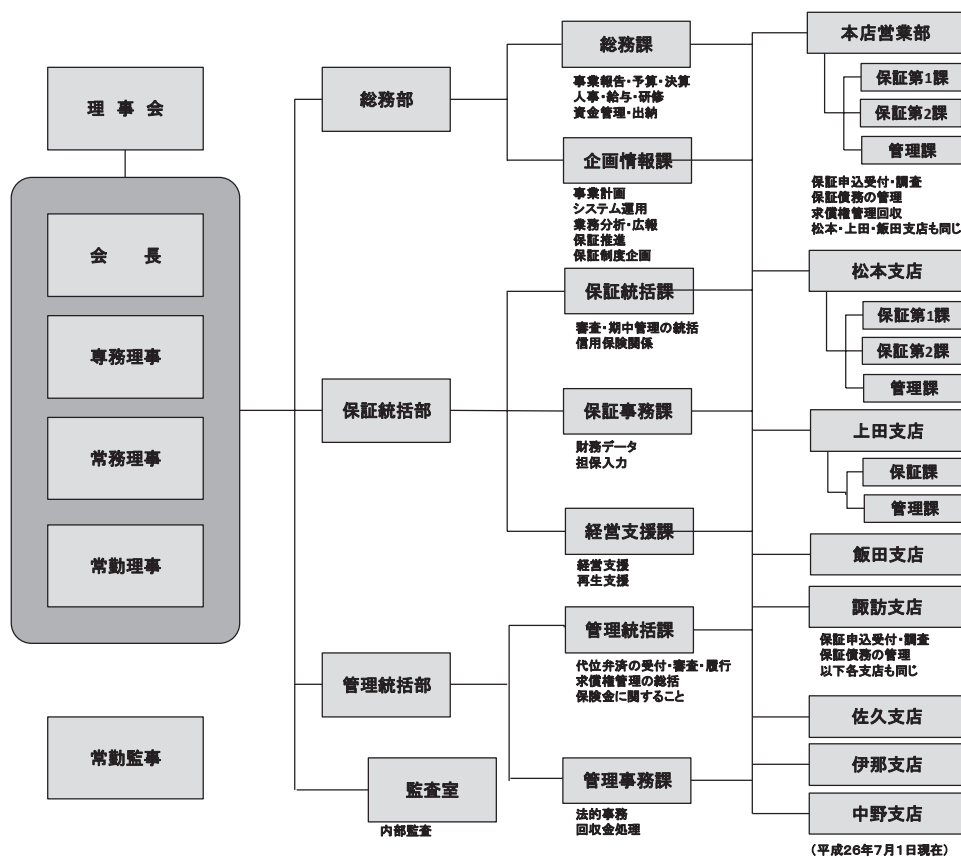
② 事業内容

信用保証協会の事業内容は、県内中小企業の資金繰りの安定を図るため、国及び地方公共団体の中小企業施策に基づく各種政策保証などを推進するとともに、金融機関及び関係機関と連携して経営支援・再生支援を行うことである。

平成24年度から平成26年度までの3年間における中期事業計画において、業務上の基本方針について、各種保証商品等の推進、保証利用企業数の増加、経営支援・再生支援の充実、回収の最大化、顧客サービスの向上及び業務の効率化、コンプライアンス及び個人情報保護の徹底、人材育成の強化、危機管理体制の整備といった事項を主要項目として取り組んでいる。企業訪問による対面での対応も始めており、積極的な取り組み姿勢が見受けられる。

③ 組織

信用保証協会の組織は次に示すとおりである。

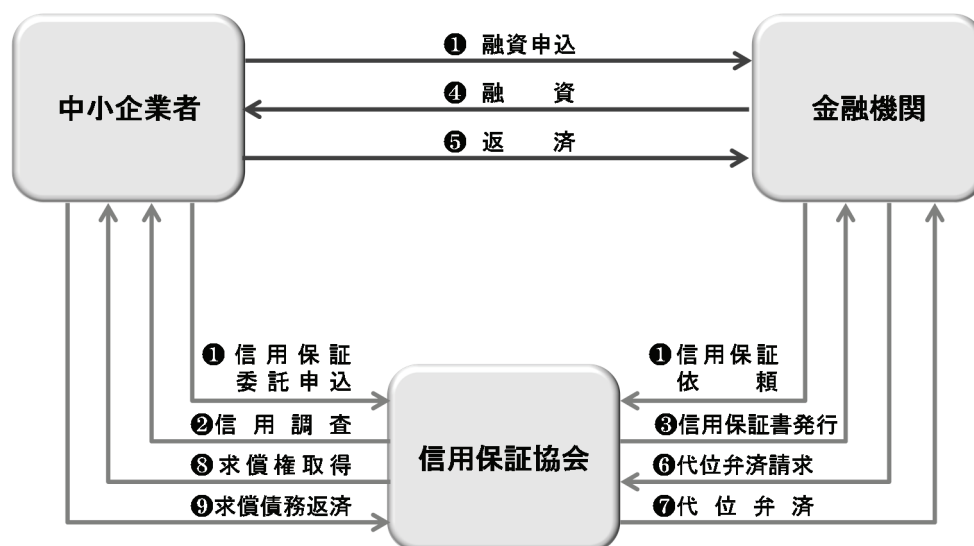


(出典：平成26年度版 長野県信用保証協会のあらまし)

④ 制度の仕組み

1) 信用保証制度の仕組み

信用保証制度の仕組みは、次に示すとおりである。



(出典：平成 26 年度版 長野県信用保証協会のあらまし)

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者である。

- ① 中小企業者は、金融機関を経由して信用保証協会に保証申込み（保証委託契約の申込）をする。県・市町村制度資金は地方事務所、市町村の商工担当課や商工会議所・商工会が受付の窓口となる。
- ② 信用保証協会は、申込みのあった中小企業者について信用調査を行う。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行する。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行う。このとき、中小企業者は所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ支払う。
- ⑤ 中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済する。

【中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき】

- ⑥ 金融機関は信用保証協会に対して代位弁済¹⁸の請求を行う。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済する。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業者に対する求償権¹⁹を得て債権者となる。
- ⑨ 信用保証協会は、中小企業者等の実情に応じ求償権の回収を行う。

¹⁸ 代位弁済とは、保証人である保証協会が、債務者に代わって金融機関へ借入金を弁済することをいう。

¹⁹ 求償権とは、代位弁済した者が借入金の代位弁済によって生ずる債務者に代位弁済金の返済を求める権利をいう。

2) 信用保険制度のしくみ

信用保険制度とは、信用保証協会が日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）に対して信用保険料を支払い、代位弁済が発生した場合の信用保証協会の損失のうち 70～90%を日本公庫が補填するしくみである。

信用保険制度のしくみは、次に示すとおりである。



(出典：平成 26 年度版 長野県信用保証協会のあらまし)

信用保険制度の当事者は、日本公庫と信用保証協会の二者である。

- ① 日本公庫と信用保証協会は包括保証保険契約を締結し、当該保険契約に基づき日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受ける。
- ② 信用保証協会は日本公庫に信用保険料を支払う。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行う。
- ④ 日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の 70～90%を保険金として信用保証協会に支払う。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付する。

⑤信用保証料、保証料率決定のプロセス

1) 信用保証料決定のプロセス

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証を利用する対価を意味する。

保証料の計算は、期日一括返済の場合と割賦返済の場合で異なっている。

期日一括返済の保証料は次のように計算される。

$$\text{保証料} = \text{金融機関からの融資額} \times \frac{\text{保証期間(日数)}}{365} \times \text{保証料率}$$

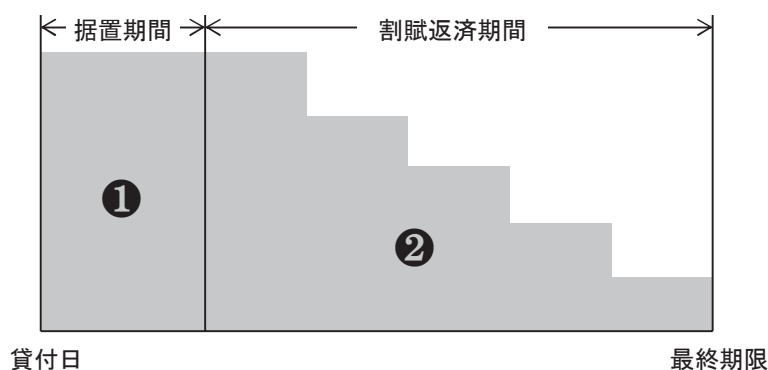
また、割賦返済の場合は、次の計算式で算出される。

$$\text{保証料} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{① 据置期間部分の保証料} = \text{金融機関からの融資額} \times \frac{\text{据置期間(日数)}}{365} \times \text{保証料率}$$

$$\text{② 割賦返済部分の保証料} = \text{金融機関からの融資額} \times \frac{\text{保証期間} - \text{据置期間(日数)}}{365} \times \text{保証料率} \times \text{割賦返済回数係数}$$

・保証料のイメージ



2)保証料率決定のプロセス

信用保証料の計算基礎となる保証料率は、中小企業者の財務内容をCRDシステム²⁰で判断し、9段階の料率区分に分け、それぞれの区分に予め決められた料率により保証料率が決定される。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有対象外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

(出典：平成26年度版 長野県信用保証協会のあらまし)

責任共有制度の対象となる保証は、責任共有保証料率が適用される。

責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切に責任を共有することにより、連携して中小企業をサポートしていくための制度である。平成19年9月以前においては融資額の100%を信用保証協会が保証していたところ、平成19年10月以降の責任共有制度においては、融資額の80%を信用保証協会、20%を金融機関がそれぞれリスクを負担することとしているものである。

なお、セーフティネット保証²¹や、創業関連保証等の一部の保証制度は、定率の保証料率に基づき保証料が計算される。

また、保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定され、これに付加する形で下記二つの割引がある。

- ・中小企業会計割引 (0.1%の引き下げ)

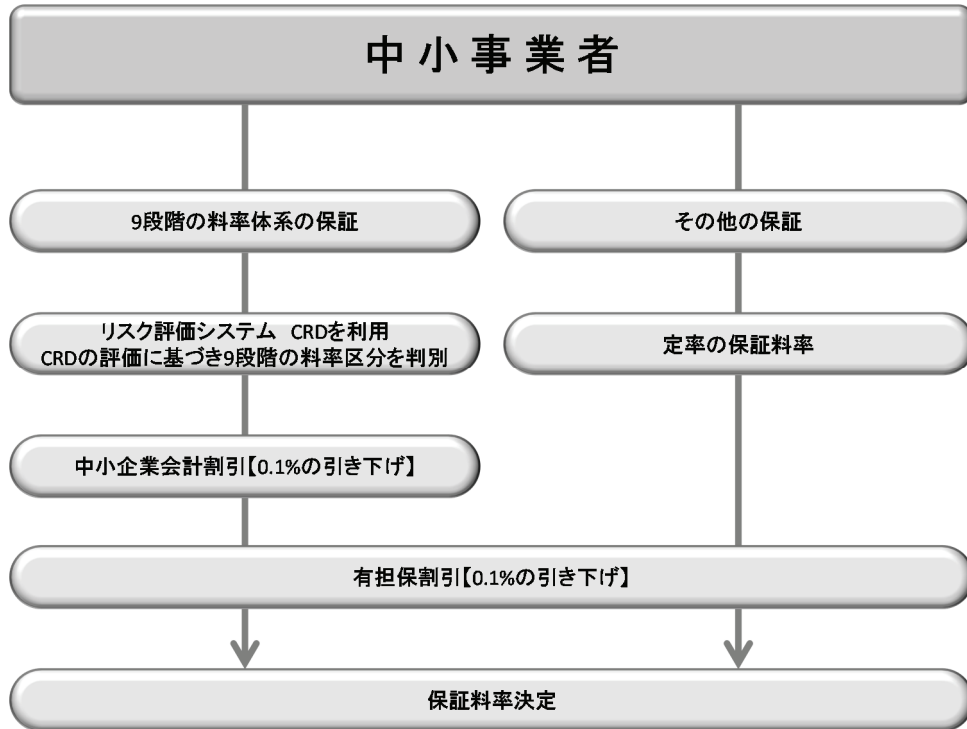
「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して決算書を作成している中小企業者（ただし、責任共有制度対象かつ9段階の料率区分が適用される保証（特定社債保証、一括支払契約保証に係る保証を除く）を利用する場合に限る）、または会計参与を設置している中小企業者については、保証料率が0.1%引き下げとなる。

²⁰ CRDシステムとは、全国の信用保証協会51協会・金融機124機関・その他4機関の合計179機関（平成25年5月23日時点）により、全国の中小企業の経営関連データが蓄積されたデータベースである。

²¹ セーフティネット保証とは、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者を支援するための措置としての保証である。

- 有担保割引 (0.1%の引き下げ)
不動産等の担保を提供する場合は、保証料率が0.1%引き下げとなる。

上記の保証料率決定のプロセスを図示すると次のとおりである。

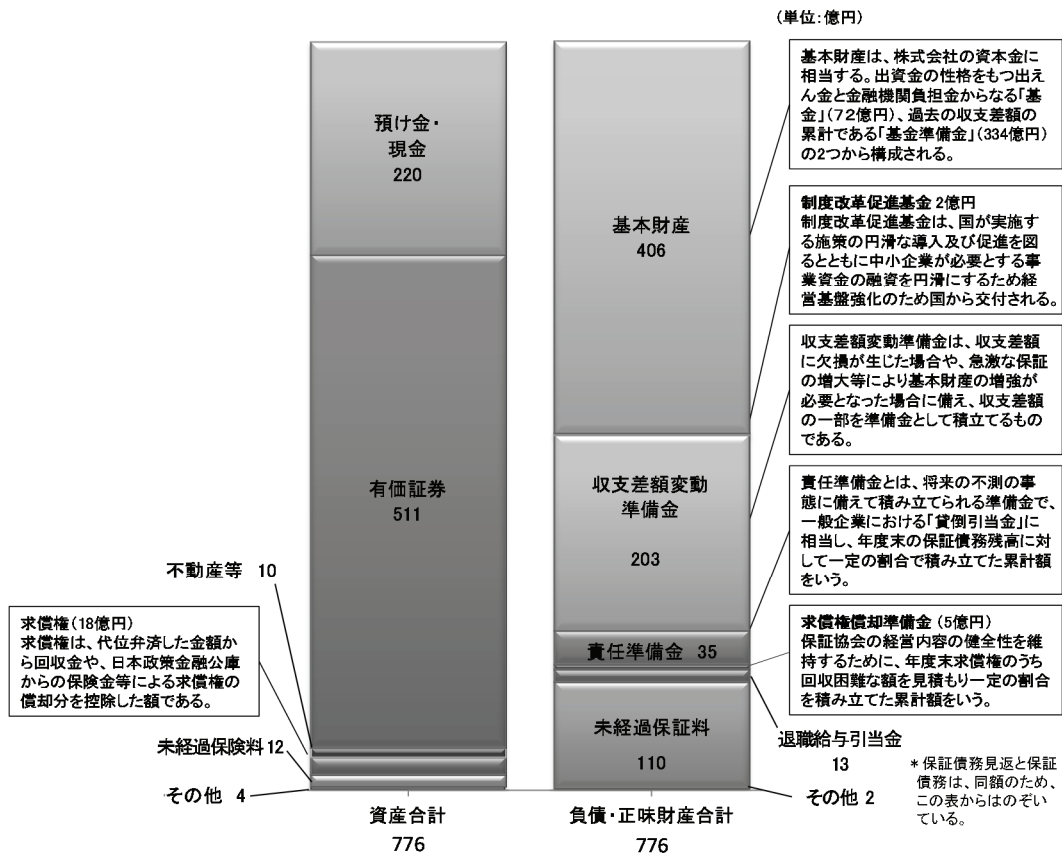


(出典：平成 26 年度版 長野県信用保証協会のあらまし)

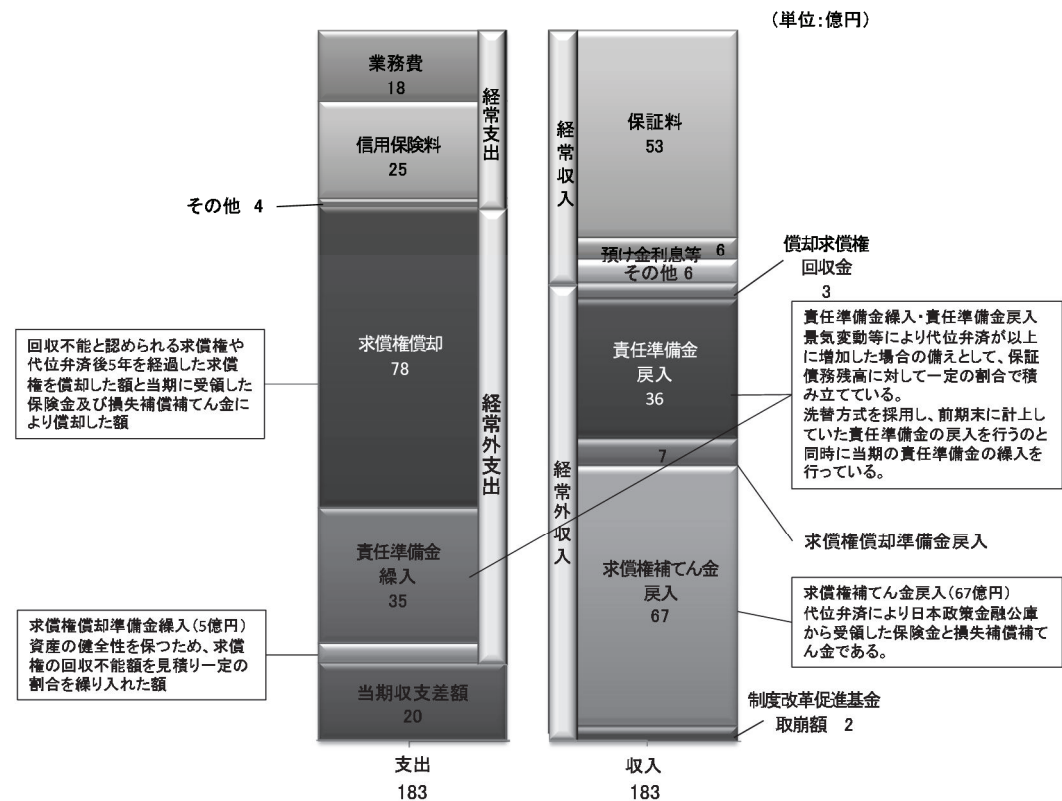
なお、信用保証協会が中小企業信用保険法に規定された信用保険を付した上で行う信用保証の料率に関する指針として、一般社団法人全国信用保証協会連合会が信用保証協会向けに作成し、中小企業庁事業環境部金融課の確認を受けたものとして、「信用保証料率ガイドライン」がある。当ガイドラインにおいて、地方自治体の制度融資の料率についても原則として上記のとおりとすることとされている一方で、「本ガイドラインの趣旨から外れない範囲において、保証協会と当該地方自治体との間の協議により上記料率を変動させることは可能とする」と規定されているが、長野県においてはこのような運用は行われておらず、原則どおりに保証料率を決定している。

⑥財政状態及び経営成績

【要約貸借対照表】



【要約収支計算書】



(出典：平成26年度版 長野県信用保証協会のあらまし)

上記収支差額をみると平成 25 年度では、20 億円の収入超過となっており健全な事業経営が行われている。これまでも健全な事業経営を行ってきた結果、上記の貸借対照表の基本財産に過去の収支差額の累計である基金準備金が 334 億円積み立てられている。

また、基金準備金のほかに収支差額変動準備金、基金等を合わせた正味財産が 611 億円存在する。当該正味財産の運用先は、主に有価証券であり、有価証券は、国債や地方債、社債の安全資産により構成されている。

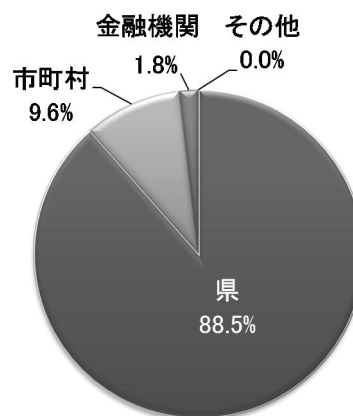
⑦出えん金の内容

出えん金は、地方公共団体等が、信用保証協会の基本財産に拠出した資金のことをいい、出資金としての性格をもっている。

平成 26 年 3 月 31 日現在における出えん金の内訳は下記のとおりであり、県からの出えん金が大半を占めている。

(単位:千円)

拠出先	出えん金	出えん割合
県	4,504,764 *	88.5%
市 町 村	490,804	9.6%
金 融 機 関	92,917	1.8%
そ の 他	1,120	0.0%
合 計	5,089,605	100.0%



*県からの出えん金には国からの基金補助金 33 億円含む。

(出典：平成 26 年度版 長野県信用保証協会のあらし)

⑧代位弁済の状況

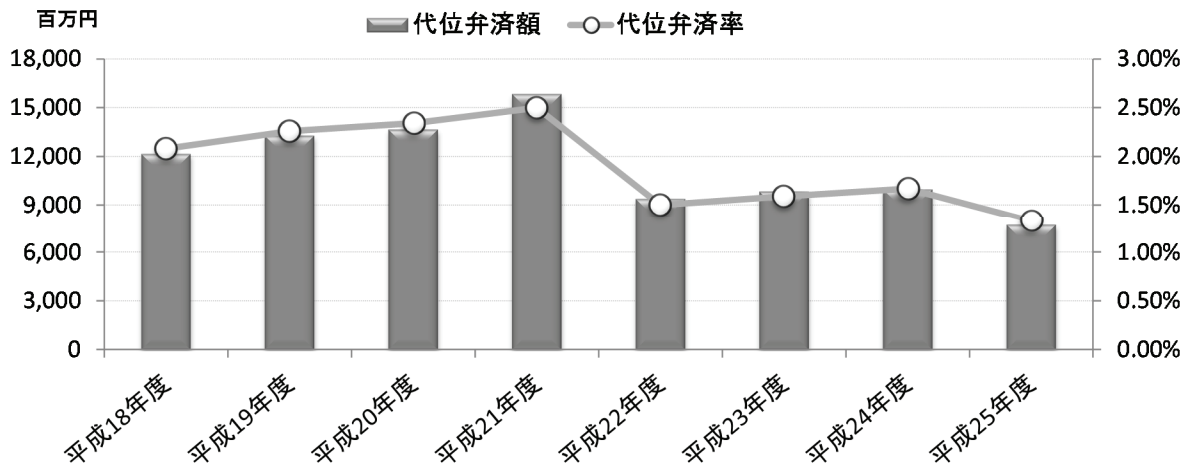
代位弁済の状況は下記のとおりである。

(単位:百万円)

年 度	件数	金額	代位弁済率
平成 18 年度	1,643	12,186	2.08%
平成 19 年度	1,870	13,302	2.26%
平成 20 年度	1,772	13,685	2.34%
平成 21 年度	1,786	15,866	2.50%
平成 22 年度	1,290	9,416	1.50%
平成 23 年度	1,222	9,875	1.59%
平成 24 年度	1,338	9,994	1.67%
平成 25 年度	997	7,710	1.33%

*代位弁済率=代位弁済額÷当該年度の保証債務平均残高

代位弁済の状況



(出典：平成 26 年度版 長野県信用保証協会のあらまし)

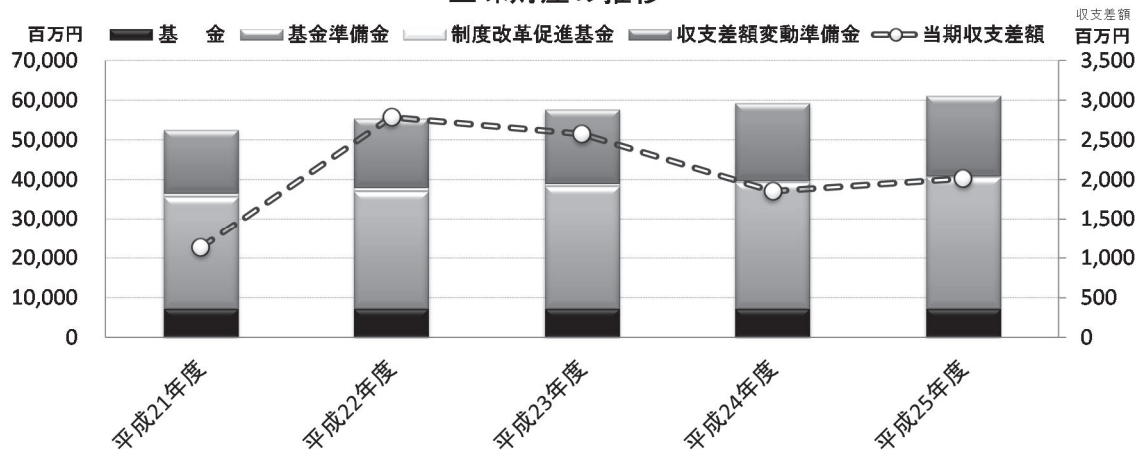
⑨ 正味財産の状況

信用保証協会の正味財産は、外部から資金が出えんされた基金(出えん金、金融機関負担金)と各年度の収支差額から内部留保された基金準備金、制度改革促進基金及び収支差額変動準備金から構成されており、正味財産額は年々増加している状況にある。

(単位:百万円)

年 度	基 金	基金準備金	基本財産	制度改革促進基金	収支差額変動準備金	正味財産
平成 21 年度	7,216	28,369	35,584	810	16,114	52,508
平成 22 年度	7,216	29,762	36,978	894	17,508	55,379
平成 23 年度	7,216	31,049	38,265	620	18,794	57,679
平成 24 年度	7,216	32,059	39,274	349	19,637	59,260
平成 25 年度	7,216	33,400	40,616	184	20,308	61,108

正味財産の推移



信用保証協会法第30条には、残余財産分配権について、出えん者に出えん額を限度として分配し、なお残余財産があるときは、その処分について定款に特別の定めのない限り、その財産は、国庫に帰属する旨が規定されている。長野県信用保証協会の定款においては、「・・・なお残余財産があるときは、その財産は長野県に帰属する。」旨が規定されている。残余財産分配請求権に基づき、分配対象となる正味財産帳簿価額に対する県の比率を算定するとほぼ100%となる

(単位:千円)

	正味財産額	県を除く団体等の 出えん金	差引計 (残余財産分配請求権相当額)
平成25年度末	61,107,559	584,841	60,522,718
比率	100%	0.96%	99.04%


(2) 監査の結果及び意見

① 内部留保金の有効活用について(意見)

平成21年度から平成25年度の正味財産残高の推移はページ78記載のとおりである。

(単位:百万円)

年度	当期収支差額	基金準備金へ	収支差額変動準備金へ
平成21年度	1,131	565	565
平成22年度	2,786	1,393	1,393
平成23年度	2,574	1,287	1,287
平成24年度	1,852	1,010	843
平成25年度	2,012	1,341	671
5年間累計	10,356	5,597	4,759



平成21年度以降、毎年20億円前後正味財産が増加し、基金準備金と収支差額変動準備金に組み入れられている状況にあり、平成21年度末から平成25年度末までの4年間で正味財産が86億円増加している。

貸出金融機関において貸出金等が回収不能となったときに保証債権について信用保証協会による代位弁済が生じることとなるため、信用保証協会においては、今後の代位弁済に備えるために監督指針に基づき責任準備金が積み立てられている。

将来の代位弁済に対して信用保証協会が備えるべき金額の十分性については、銀行等貸出金融機関が貸出金等債権の貸倒に備えて計上している貸倒引当金の算定の考え方が参考になる。

銀行等が償却・引当所要額算定する拠り所となっている「金融検査マニュアル」において

は、債務者の状況に応じ将来の予想損失額を見積もって貸倒引当金²²を設定することとされており、また、要管理先債権²³、破綻懸念先債権²⁴に関する貸倒引当金の十分性については「今後3年間の損失見込額を見積っている場合には、通常、検証を省略して差し支えないものとする。」と記載されている。この点、当保証協会の過去3年の求償権償却実際負担額の合計は、下表のとおり3,358百万円であり、平成25年度末の責任準備金3,514百万円と同等の水準にあることから、責任準備金は相当程度積み立てられているとも考えられる。

(単位:百万円)

年度	求償権償却 ①	求償権補てん金戻入 ②	実際負担額 ① - ②
平成23年度	8,534	7,455	1,079
平成24年度	9,470	8,223	1,246
平成25年度	7,758	6,726	1,032
合 計			3,358

また、県内金融機関の貸出金及び保証債務残高に対する貸倒引当金残高の割合は、下表に記載のとおり状況にある。

(単位:百万円)

	貸出金及び 保証債務残高	担保保証等	差 引	貸倒引当金残高	引当率
長野銀行	594,711	9,637	585,074	11,759	2.01%
長野信用金庫	323,822	13,737	310,085	7,009	2.26%
松本信用金庫	176,475	7,120	169,355	5,919	3.50%
上田信用金庫	103,535	3,538	99,997	2,849	2.85%
アルプス中央信用金庫	133,903	6,928	126,975	11,514	9.07%
諏訪信用金庫	153,367	5,788	147,579	4,692	3.18%
飯田信用金庫	227,223	10,740	216,483	13,411	6.19%

これに対して、平成26年3月末における、信用保証協会の保証債務残高に対する責任準備金積み立て割合は次表のとおりである。信用保険制度により、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70~90%を保険金として受け取ることとなるところ、保険金受領後の実負担額が最大となる70%を保険金として受領する場合を想定して算出したものであり、この場合に責任準備金の設定割合が2.02%となっている。上表の県内を営業エリアとする金融機関における引当率の水準は2%程度から9%程度と開きはあるものの、最大限負担す

²² 貸倒引当金とは、将来の金銭債権の貸倒に備えて、次期以降における貸倒見積額を計上するための勘定科目である。

²³ 要管理先債権とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権をいう。

²⁴ 破綻懸念先債権とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥るおそれ大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）に対する債権をいう。

ることを前提として算定した責任準備金の設定割合が2%であり、金融機関における貸倒引当金の引当率と比較しても見劣りしない水準の準備金が積み立てられている状況にある。

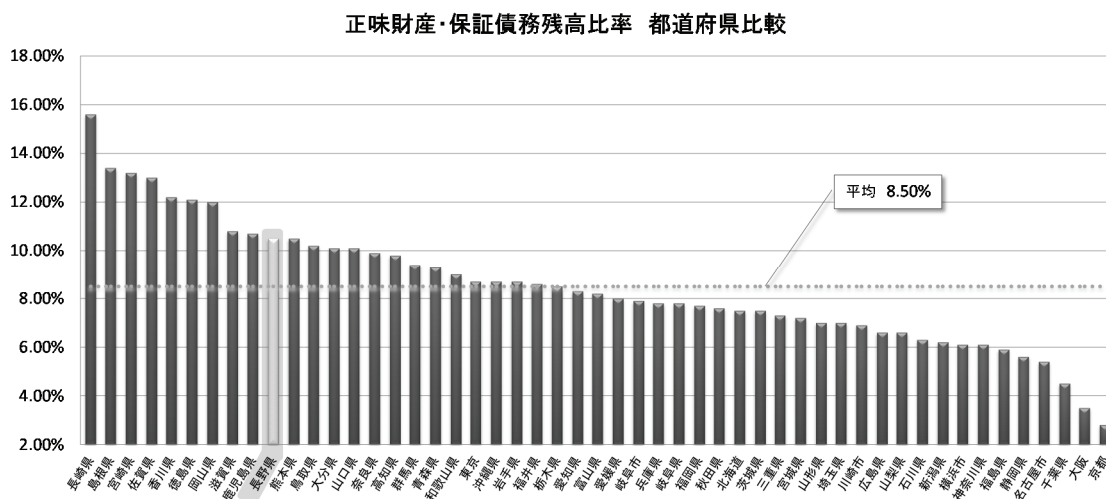
(単位:百万円)

保証債務残高 ①	579,389
実負担想定額(※) ②=①×(1-70%)	173,816
責任準備金残高 ③	3,514
責任準備金の割合 ③÷②	2.02%

(※) 信用保険制度による保険金受領後の実負担額として、保険金を70%受領した場合を想定として算定したもの。

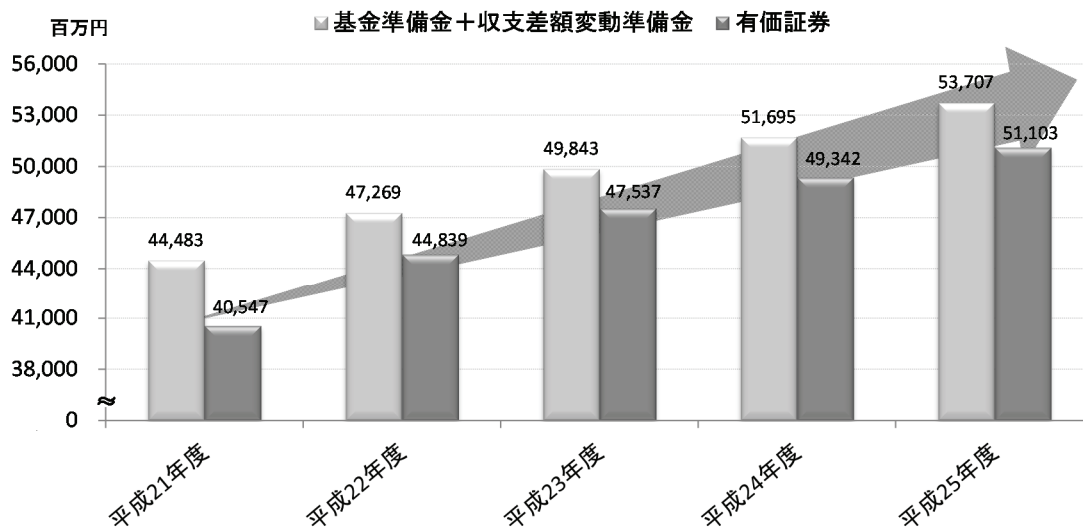
平成19年10月より「責任共有制度」が導入され、貸出金融機関が一定のリスクを負担することとなったことから、金融機関自身による貸出審査が保証債権について従前より慎重に行われる傾向となり、代位弁済リスクは制度導入前と比較して低減しているものと考えられる。平成18年度以降の代位弁済額の推移は77ページ掲載のとおりであるが、平成22年度以降においては代位弁済額は低い水準となっている。

また、信用保証協会の保証債務残高に対する正味財産残高の割合は、下記図表のとおりに示される。長野県信用保証協会は平成25年度末の残高で10.5%という水準であるが、これは全国51信用保証協会中で10番目に高い水準であり、また、全国平均の8.5%と比べても高い水準にある。



正味財産残高増加は、収支差額からの繰り入れであり、基金準備金及び収支差額変動準備金として積み立てられる。また、その資金は有価証券を中心に運用されている。

基金準備金及び収支差額変動準備金の残高と有価証券残高の推移を見ると次のようになる。当期収支差額の大部分が有価証券運用に向けられ財産形成されていることが分かる。



基金準備金は、外部から出えんされた基金と共に財団法人の性格をもつ信用保証協会の基本財産を構成する財産の一つである。そしてその取り崩しを行うときは、金融庁監督局長及び中小企業庁長官の詮議を経て、信用保証協会法第 35 条に基づき経営改善計画書の策定が求められている(信用保証協会向けの総合的な監督指針〈金融庁、中小企業庁〉IV-5-1)。

収支差額変動準備金は、将来の収支悪化に備え、対外信用力の維持と業務の安定化を図ることなどのため各年度の収支差額から積み立てられた準備金である。この準備金の取り崩しについては、「毎事業年度の収支差額の欠損を補てんした場合又は毎事業年度末に収支差額変動準備金を基本財産の基金準備金に振り替えるために取り崩した場合、その取崩しが協会業務の円滑な遂行を確保する上で真に必要なものであったか。」(信用保証協会向けの総合的な監督指針〈金融庁、中小企業庁〉V-3-(6))と規定されている。

基金準備金及び収支差額変動準備金の用途は限定され、任意の取崩は制限されているが、各年度の収支計算(収支差額)の中での資金の活用は可能であるものと考えられる。

昭和 63 年度以降、最も多額の年間の代位弁済額は 158 億円(平成 21 年度)であり、この額を想定しても信用保険制度を考慮すれば保証協会が被る損失額の実負担額は約 50 億円程度である。平成 26 年 3 月末の正味財産 611 億円はこの実負担額の 12 年分ほどの留保額となっている。責任準備金積み立ての十分性、保証債務残高に対する正味財産残高の状況、過去の代位弁済実績、責任共有制度を前提としたリスク負担の状況、年々正味財産残高が増加している傾向等から、内部留保金が将来の代位弁済への備えや経営不安定時に備えるためのものと考えれば、内部留保の金額規模の妥当性について検討の余地があるものとする。信用保証制度や事業環境の状況等を考慮の上、内部留保金の適正水準を検討し、財産のさらなる有効活用を検討する余地があるものとする。

内部留保金の保有目的を再確認し、その目的のための必要額の水準を検討して公的な機関として過度な内部留保とならない様、県担当部局と連携して各種事業を企画実施し、財産の更なる有効活用を検討することが望まれる。

② 中小企業会計割引制度にかかる提出書類の確認について(意見)

中小企業会計割引制度の適用にあたって、『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」を提出書類の一つとしているものの、この記載内容について信用保証協会では特段確認することを業務としていない。これは、「中小企業の会計処理に関する保証料割引照会回答事例集」（一般社団法人 全国信用保証協会連合会）に「保証協会は、当該チェックリストが割引の対象となるかどうかを判断するため、チェックリスト上『YES』が全項目についているかどうかのみをチェックすることで足り、確認項目の真偽を確認する義務はない。」と記載されていることによる。

しかし、一方でチェックリストに事実と異なる記載がある場合の措置として、中小企業庁の「信用保証料率の割引制度の概要」では「事実と異なる記載があると信用保証協会が判断するチェックリストが、複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合において、当該税理士等から提出されるチェックリストの添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと保証協会が判断するときは、当該税理士等が確認したチェックリストについては、本割引制度の利用を1年間求めないこととします。」と説明されており、信用保証協会にもチェックリストの記載内容について一定の判断が求められているものと考えられる。

現在、当事業の実施に当たっては、「中小企業の会計処理に関する保証料割引照会回答事例集」の記載に基づき運用されている状況にある。「中小企業の会計処理に関する保証料割引照会回答事例集」によれば、会計割引制度は、中小企業庁が政策として中小企業の会計の質を向上させる目的で進めていた「中小企業の会計に関する指針」の普及に協力する観点から設けられたものであり、保証協会はこれにより審査に有益な会計情報を得ることができ、結果として、保証協会の審査コストの軽減につながるものとして導入されたものである。会計割引制度が「中小企業の会計に関する基本要領」に基づき作成された決算書により一定の審査コストの軽減が図られていることを前提とした制度であることを考慮すると、信用保証協会としてもう一步踏み込んで記載内容の確認を行うことが望まれる。

信用保証協会においてチェックリストに記載の項目を詳細に確認することは困難であるものと思われるが、「チェックリストに事実と異なる記載がある場合の措置」への対応や、制度趣旨の観点から、チェックリストの記載内容についてどの程度深く確認し、その結果をどのように整理すべきかについて、全国信用保証協会連合会に照会するなどして、対応を検討することが望まれる。

(3) 信用保証協会に対する出資比率の考え方について

県は、長野県信用保証協会に対する県の出資比率が11.09%（長野県出せん金÷基本財産の額×100%）であるとして、同施行令第140条の7第1項に定める法人には該当しないとして、監査委員監査の対象から除外している。

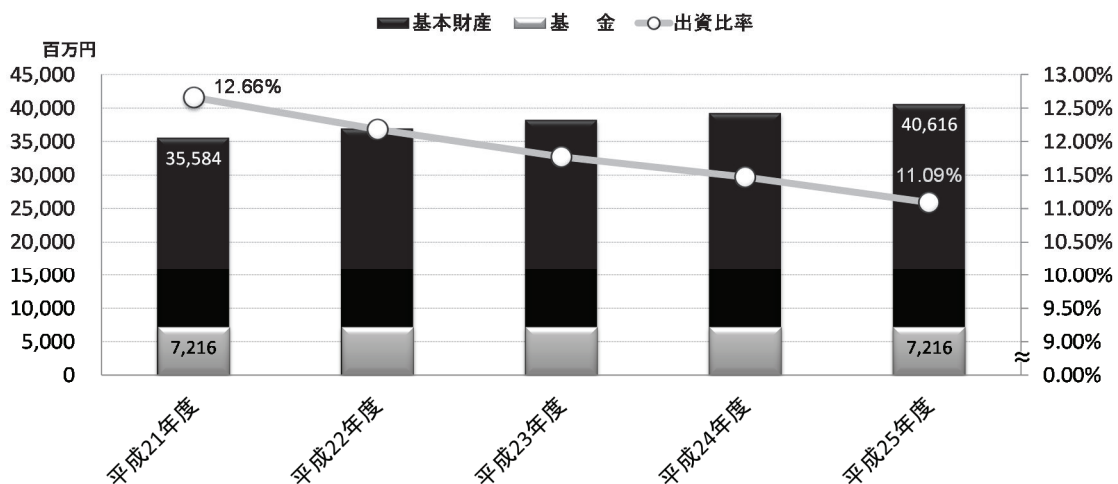
地方自治法施行令第140条の7第1項は、地方自治法第199条第7項における「当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの」について、「当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする」と規定しており、出資先として監査委員の監査対象となる基準を出資比率が四分の一以上であるとしている。

平成 25 年度末の長野県信用保証協会の基本財産の状況は次のとおりである。

(単位:千円)

拠出先	出えん金	金融機関等 負担金	合計	
長野県	4,504,764	—	4,504,764	A
市町村	490,804	—	490,804	B
金融機関	92,917	2,115,318	2,208,235	C
その他	1,120	10,615	11,735	D
出えん金等合計	5,089,605(H)	2,125,933	7,215,538	E
基金準備金			33,400,128	F
基本財産計			40,615,666	G
A÷G×100 (%)			11.09%	
A÷E×100 (%)			62.43%	
A÷H×100 (%)			88.50%	

県は、出資比率を金融機関等負担金及び基金準備金を含めた基本財産合計額を分母として算定している。全国信用保証協会連合会による説明²⁵でも「信用保証協会の基本財産は、株式会社の資本金に相当するものといえる。」といわれている。しかし、各年度の収支差額から基本財産に組入れた基金準備金を含めて出資比率を算定すると、県と出資団体の関係が不変であるにも関わらず、出資比率が減少していくという不合理な事態が生じる。県の考えに基づくと最近年度において外部からの拠出金の受入がない状況にあって県の出資比率が次のように減少していることとなる。



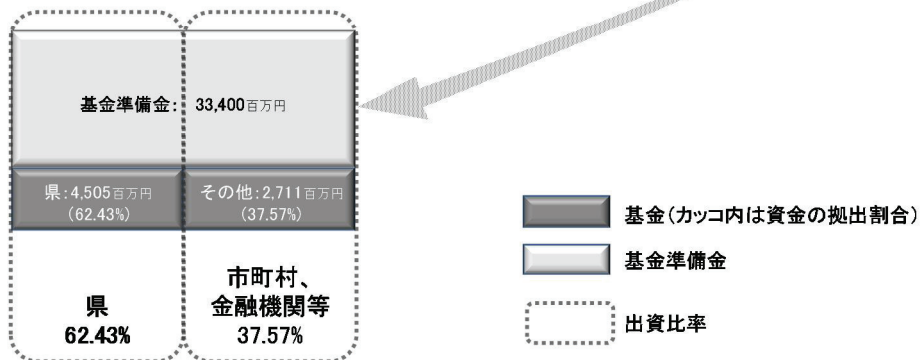
出資は、外部からの資金拠出を意味するものであることから、出資比率を算出するに当たっては、外部からの受入資金、すなわち、出えん金又は金融機関等負担金を含めた基金を基礎に算定されるべきものである。これを前提に再計算すると、出資比率は88%又は62%となる。

²⁵ 全国信用保証協会連合会の発行する「日本の信用保証制度 2014年」の中で説明されている。

・県の考える出資比率



・監査人の考える出資比率



県は、上記のような自治法施行令の解釈により、信用保証協会は地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項に定める「法人」に該当しないとしている。しかし、この出資比率について総務省は、川崎市の過年度の包括外部監査結果に対する措置に記載されているように、「自治体の考えによる」と回答していることから、監査の対象から除外せず、従来の取扱いについて見直し、地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項に定める「法人」に該当するとして取り扱うことを検討する余地があると考え。